

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成 30 年 12 月 12 日

一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社
社 長 大 同 一 生

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び規格

平成 30 年度日本遺産「丹後ちりめん回廊」案内板等設置業務

(2) 業務場所

仕様書のとおり

(3) 業務仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(4) 業務期間

契約の日から平成 31 年 3 月 29 日まで

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び 12 の (1) に示す入札説明書等（以下「入札説明書」という。）の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地等

一般社団法人 京都府北部地域連携都市圏振興社

〒630-2501 京都府京丹後市大宮町口大野 226 番地 京丹後市大宮庁舎 1 階

電話番号：0772-68-5055 ファクシミリ番号：0772-68-5056

E-mail アドレス：info@uminokyoto.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付時間

平成 30 年 12 月 13 日（木）から平成 30 年 12 月 21 日（金）まで（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）交付期間中の、午前 9 時から午後 5 時（正午～午後 1 時を除く。）までの間に交付を受けること。

3 入札に参加できない者

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む。）

ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目

的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

(3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札への参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

(1) 入札説明書において定める一般競争入札参加資格確認申請書及び付随資料（以下「申請書等」という。）に故意に虚偽の事実を記載した者でないこと。

(2) 申請書等の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府内の自治体の競争入札について指名停止とされていない者であること。

5 申請書等の提出

入札参加資格審査を受けようとする者は、申請書等を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、入札参加資格審査の公正を図るため、提出した申請書等に関し、担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書等の提出期間及び時間

平成30年12月13日（木）から平成30年12月21日（金）まで。（日曜日及び土曜日並びに祝日を除く。）なお、提出期間中の、午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く。）の間に提出すること。

上記業務に質疑がある場合は、平成30年12月19日（水）までに質疑書を提出すること。回答書は、平成30年12月20日（木）の午後5時までに入札参加資格申請者全員に送付する。

(2) 提出場所

2の(1)に同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

(4) 申請書等について

入札説明書において定める一般競争入札参加資格確認申請書には、次に掲げる付随資料を添付しなければならない。

ア 法人にあっては商業登記簿謄本及び定款の写し、個人にあってはその者の成年被後見人及び被保佐人でないことの証明書並びに破産者で復権を得ない者でないことの

証明書

イ 法人にあつては審査基準日の直前2営業年度に係る財務諸表（貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書）、個人にあつては審査基準日の直前の事業年度に係る所得税の確定申告書の写し

ウ 営業実績調書

エ 権限を営業所長等に委任する場合にはその委任状

(5) その他

申請書等の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 資格審査確認結果の通知

資格審査確認の結果は申請書等を提出した者に文書で通知する。

7 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3及び4の（1）に該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると一般社団法人京都府北部地域連携都市圏振興社社長（以下「社長」という。）が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後営業を承継した法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他社長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

8 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、3及び4の（1）の入札に参加できない者に該当するに至ったとき若しくは当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。

その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に品質について粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするため、必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日時

平成30年12月26日(水)午後1時30分

イ 場所

京都府京丹後市大宮町口大野226番地 京丹後市大宮庁舎4階 第3会議室

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送、電送等による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

(4) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効又は失格とする。なお、無効な入札をした者(失格者を含む)は、再度入札に参加することができない。

ア 3に該当する者のした入札及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者のした入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 記名押印を欠く入札

オ 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の脱落若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

カ 同一人にして同じ入札に 2 以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

キ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

ク 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ケ 再度入札時において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者

コ その他入札条件に違反した者

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

ウ 落札者には落札決定通知書を交付し、同書に記載する期限までに契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

エ 落札者となるべき者が、予定価格よりも異常に低い価格をもって入札したときは当該入札者が入札の参加条件を満たし、かつ契約を確実に履行できるかどうかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合がある。

オ 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を締結しない場合は、随意契約に移行する場合がある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 契約書作成の要否

要する。

10 入札保証金

免除する。

11 契約保証金

落札者は、契約単価に予定数量を乗じて得た金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実に認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、又は支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金に代えることができる。

なお、営業実績調書が提出され、確実な事業実施が見込める場合は免除する。

12 その他

(1) 詳細は、入札説明書等による。

(2) 落札決定後であっても、入札に関して談合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことができる。